

議案第7号

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例（平成27年条例第32号）の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後	改正前
(業務の委託等) 第7条 (略) 2 市長は、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u> の規定により、第4条第1項に規定する使用料の徴収の事務を私人に委託することができる。	(業務の委託等) 第7条 (略) 2 市長は、 <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項</u> の規定により、第4条第1項に規定する使用料の徴収の事務を私人に委託することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

